

平成28年度かわさき基準
認証福祉製品公募要領



平成28年7月

川崎市

I はじめに

川崎市は平成 19 年度に策定した「かわさき福祉産業振興ビジョン」において、福祉産業を振興し福祉用具の開発・普及を促すために、「自立支援」を中心的な概念とした 8 つの理念を掲げ、それに基づき、福祉製品のあり方を示した「かわさき基準」を策定しました。

この「かわさき基準」は、「理念」や「製品開発ガイドライン」といった形で利用者満足度の高い福祉製品の「目標」を広くお示しすることにより、福祉製品産業に参入する企業に対して競争力の高い福祉製品の開発や、川崎市がもつものづくり技術などを活用した川崎発福祉製品の創出促進などに加えて、「かわさき基準」に基づく評価（モニタリング）や製品の認証により、販売・流通面でのブランド力の付与なども可能となりました。

「かわさき基準」に基づく評価（モニタリング）や認証は、平成 20 年度に開始し、これまでに 166 の製品を認証しています（これまでの認証製品はかわさき基準のホームページなどでご覧いただけます）。平成 28 年度においても、評価・認証の対象となる福祉製品を以下の要領で公募いたします。

II 「かわさき基準」とは

「かわさき基準」とは、利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した、川崎市独自の基準であり、「自立支援」を中心概念としています。ここでいう自立とは、すべてを自分でできることを意味するのではなく、「自らが望む」、「主体的に選択、自己決定できる」ことであり、家族や地域が協力することも含めて実行・実現できることを指します。

「かわさき基準」が対象とする福祉製品は、「高齢者・障害者を含め、あらゆる利用者の日常活動の活性化を促す製品であること」が求められます。そこで、高齢者・障害者を主な利用者として想定している製品であれば、狭義の「福祉用具¹」だけでなく、だれにでも使いやすいように配慮された「共用品²」や介護・介助に携わる人の負担を軽減するような製品等も「かわさき基準」の対象としています。

¹ 狭義の福祉用具とは、先天的な原因に基づく、あるいは、高齢化によるものを含む、後天的な外傷・疾病等の原因で生じた精神的・身体的不具合を補填するため、あるいは生活に適応させるための目的を持つすべての用具・設備機器（福祉用具法）のことであり、補装具・日常生活用具・自助具・介護支援機器など。

² 共用品とは、身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービスのこと。（財）共用品推進機構

Ⅲ 今年度の募集範囲

1 募集する製品の概要

福祉用具および共用品・ユニバーサルデザイン製品、リハビリロボット・動作補助ロボット・コミュニケーションロボットを対象に、かわさき基準の理念に準じ、地域包括ケアの推進や2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたかわさきパラムーブメント³の推進と連動し、本市のみならず国全体が将来的に抱えていく福祉課題であると考えられる下記の3つのいずれかを解決することが期待される製品を募集します。

1. 新たな在宅ケアモデルの実現
2. 施設や家庭内等での介護・介助負担の軽減
3. ダイバーシティのまちづくりの推進

※近年、福祉現場のニーズは多様化し、それらに対応できる様々な福祉製品が求められているところです。機能、デザイン、価格等の観点で類似製品と差別化が図られている製品のご応募をお待ちしております。

※いずれの製品についても、福祉的機能を持つだけでなく、健常者であっても自らが福祉機器を活用することとなった際に使用してみたいと思える製品や、家族や知人等に対して使用を勧めたい製品として魅力を備え、新たな需要の創出ができるものを期待します。

※一例として、認証製品として次のような製品がイメージされます。

WHILL Model A
＜平成27年度認証＞



移動移乗機かーくん
＜平成24年度認証＞



コミュニケーション・サポートシステム
COMUOON
＜平成27年度認証＞



ロボットヘルパー
＜平成26年度認証＞



³ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、川崎市では「かわさきパラムーブメント」を掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めています。障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている私たちの意識や、社会環境のバリアを取り除き、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを目指しています。

(参考：<http://www.city.kawasaki.jp/miryoku/category/63-6-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

2 募集する製品の具体的な要件

募集する製品は、(1)～(6)のそれぞれについて、次に示すいずれかの項目に該当していることが必要となります。

申請者は、申請書(様式1)の中で、申請製品が該当する項目を必ず記入してください。なお、かわさき基準の理念に準じ、「(2) 利用目的」のAは充足必須の項目となります。

(1) 製品の種類

- A 狭義の福祉用具(補装具、日常生活用具、自助具、介護支援機器など)
 - B 共用品・ユニバーサルデザイン製品
 - C 認知症予防・リハビリ機器(医療機器等薬事法に該当する製品は除く)
 - D リハビリロボット・動作補助ロボット・コミュニケーションロボット
- ※健康増進のみを謳う製品及び医薬品医療機器法における医療機器は対象外とします。

(2) 利用目的

- A 高齢者・障害者の自立支援(利便性向上または機能回復・機能低下防止)(充足必須)
- B 介護者・介助者の負担軽減

(3) 製品を活用することで解決する課題

- A 新たな在宅ケアモデルの実現
- B 施設や家庭内等での介護・介助負担の軽減
- C ダイバーシティのまちづくりの推進(かわさきパラムーブメントの推進)

(4) 想定する利用者(被介護者・被介助者)の状態

- A 加齢による身体機能低下
- B 加齢による認知機能低下
- C 四肢等の身体障害(片麻痺、全麻痺(脊損・頸損など)、ALS、リウマチ、その他)
- D 視覚障害・聴覚障害・言語障害
- E 内部障害(内蔵機能疾患)
- F 知的障害・発達障害・精神障害
- G その他

(5) 想定する利用場所(希望するモニター先)

- A 高齢者施設(通所リハ、短期入所、在宅・訪問型、老人ホーム・特養、その他)
- B 障害者支援施設(通所、入所、その他)
- C 利用者の自宅
- D 屋外
- E その他

(6) 想定する利用者(被介護者・被介助者)のアクティビティ

- | | | |
|-------------|--------|-------------|
| A 移動・移乗 | B 入浴 | C 排泄 |
| D 更衣・整容 | E 食事 | F 睡眠 |
| G コミュニケーション | H 姿勢保持 | I その他の動作・認知 |

3 モニター評価に向けたご協力をお願い

当かわさき基準の認証審査の特徴として、モニターによる利用者の評価を重視しております。そのため、モニター評価を実施する際にモニターの安全が確保できるかどうかを判断させていただくため、製品の安全性を証明できる書面の提出をお願いいたします。

具体的には次表で例示する各基準等を満たしていることが望まれますが、認証を取得していない場合は公的試験場等で各基準に準ずる検査を受けていることを証明できる書類（写し）のご提出をお願いいたします。（自社において公的試験と同等の試験を実施している場合はその試験結果をご提出ください）。

安全に関する基準のうち一部のみを行っている場合は、基準を満たしていない項目または試験を行っていない項目（残存リスク）の提示と、未達・非試験項目に対する対応方法等（リスクアセスメント）について、資料のご提出をお願いいたします。

また、審査の過程において、上記趣旨に基づき、改めて追加で書類の提出や基準等を満たしているかどうかの確認をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

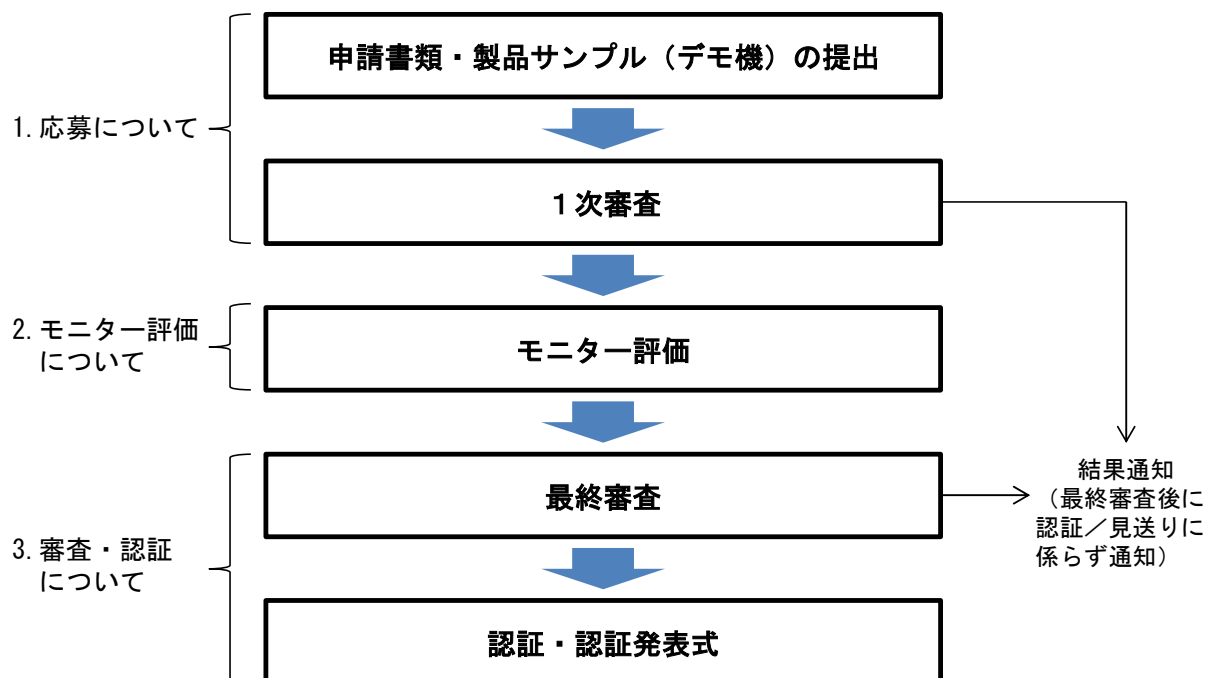
■ モニター評価実施前の安全面での確認事項について（例）

※ これまでの認証事例より

製品	安全面での確認事項	確認事項に関連する JIS、SG 規格番号
歩行器	≪耐久性、安定性≫ ・先ゴムは交換可能なこと。 ・折畳み機構は、広げたときに、使用状態の位置で固定されること。	JIS T 9264 : 2012 歩行器
電動介護用 ベッド	≪強度、耐久性、安全性≫ ・衣服が絡みつくような形状でないこと。 ・サイドレールの隙間への手や足、頭などの挟み込み防止がされていること。 ・ベッドからの転倒防止がされていること。	JIS T 9254:2009 在宅用電動介護用ベッド 又は SG CPSA 0121 在宅用電動介護用ベッド
電動車いす	≪機能・強度・衝撃・安定性・安全性≫ ・シート、バックサポート、アームサポート及びフット・レッグサポートは使用者の身体を確実に支持できなければならない。 ・自動ブレーキを装備する。（暴走防止） ・ジョイスティック方式の操作ボックスは、左右いずれにも取り付けができればならない。	JIS T 9203:2010 JIS T 9208:2009

IV 応募から認証までの流れ（概略）

申請者による応募から、評価、審査、認証までの流れは次のとおりです。
ここでは概略のみお示しします。詳細は、後段の「V 具体的手続き」をご覧ください。



※申請数等の都合により、追加募集を行う場合があります。

1 応募について

(1) 申請書類・製品サンプル（デモ機）の提出

応募には、申請書と製品サンプル（デモ機）、が必要となります。以下のいずれかに該当する製品は、募集対象外となりますのでご注意ください。

- ① 日本での販売・導入実績がない製品（試作品、開発段階の製品、販売実績が海外に限られる製品）
- ② かわさき基準の理念に照らし、適合性が明らかに低いと思われる製品
- ③ モニター評価の実施が明らかに難しいと想定される製品
例）モニターに過度な負担がかかる、もしくは安全面で高いリスクが想定される
持ち運び可能なデモ機がなく、家屋への大規模な設置工事が必須となる
- ④ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していない企業・団体による製品

※申請時点において、上記①～④に該当する場合も、平成28年12月末までに解消される場合は、別途証明する挙証資料の追加提出により募集対象とします。

(2) 1次審査の実施

応募製品は、提出された「申請書類」と「製品サンプル（デモ機）」をもとに、1次審査をいたします。1次審査では、必要に応じて専門家へのヒアリングなどを行い、製品の安全性や上記（1）に記載した条件などの確認をいたします。

2 モニター評価について

1次審査を通過した製品は、モニターによる評価を実施いたします。

具体的には、モニター評価は、高齢者や障害者など、福祉用具の実際の利用者が製品を使用し、主に製品の機能性や利用者にとっての心理的受容性の評価などを行うものです。工学的安全性など安全面の試験が趣旨ではありませんのでご注意ください。

なお、申請者の皆様に、より一層のよりよい製品づくりを進めていただくため、認証の適否によらず、モニター評価の結果や審査時の意見の一部をフィードバック（情報提供）させていただく場合があります。

3 審査・認証について

専門家等の意見およびモニター評価の結果をふまえ、川崎市が製品の審査と認証を行います。

申請者には、審査結果のいかんによらず、認証の適否（認証かどうか）などを平成29年2月以降に通知いたします。

認証された場合、当該製品の申請者には、平成29年3月に開催予定の認証発表式（会場は川崎市内を予定）への出席をお願いしています。

V 具体的手続き

1 応募について

(1) 応募資格

応募可能な申請者は、下記の点を満たしている企業や団体です。

かわさき基準の理念に該当する製品を製造・販売している国内の民間企業、NPO法人等(海外で製造された製品の場合は、国内代理店・代理人からの応募を受け付けます(海外事業者からの直接の応募は認めません。))

(2) 応募のための提出物(2種類)

① 申請書類

申請書(様式1)を含む、以下A)～F)の6種類の書類を提出してください。

原則、1製品につき1申請書を作成してください(複数製品の場合は複数枚の申請書を必ず作成してください)。ただし、バリエーションの違いなどで「申請の単位」の判断が難しい場合は、申請前にご相談ください。

なお、未提出の書類があった場合(例えば、申請書で「JISを取得している」と記載しているものの、その証明書類が未提出の場合)、その事実はないものとみなします。ご注意ください。

提出に係る費用は申請者にてご負担いただくとともに、返却は致しませんのでご了承ください。

A) 申請書(様式1)	2部(1部は写しで可)
B) 製品のカタログ・パンフレット	2部
C) 会社案内	2部
D) 生産物賠償責任保険の証明書(写し)もしくはそれに類するもの	2部
E) JIS、ISO、SG、CEなどの認証がある場合は、その証明書(写し)	2部
F) 公的試験場で安全基準に関する検査を実施している場合はその書類(写し)	2部

② 製品サンプル(デモ機)

申請書類受付後、申請製品のサンプルを原則1点提出してください(申請書類と異なり、全ての審査が終了後、原則、ご返却いたします)。

提出先や提出方法等の詳細については、申請書類受付完了後にご連絡します。

製品が大型であるなど、搬送等が難しい製品は、事前にご相談ください。

ご提出に当たっては、次の点にご留意ください。

- ・ ご提出いただいたサンプル(デモ機)は、全ての審査が終了後、原則ご返却いたします(平成29年2月以降、1～2ヶ月以内)。
- ・ 型番が複数に及ぶ場合は原則全ての製品についてご提出いただきます。
- ・ 提出・返却に要する全ての費用(人員含む)は、申請者にてご負担いただきます。
- ・ 消耗品の場合、ご返却できない場合がありますので、別途ご相談を致します。
- ・ (特にデモ機の場合)ご提出後の一時返却も可能です。別途ご相談ください。

(3) 提出期限

申請書類の提出期限 : 平成28年8月31日(水)

※申請数が想定数を大幅に超過した場合、提出期限前でも募集を終了する場合がありますので予めご了承ください。期限前に募集を終了する場合は、かわさき基準ホームページ (<https://kawasaki-wi.net/kawasaki/>) に公表いたします。

(4) 提出方法

申請書類を、提出期限までに所定の提出先へご提出ください。また、申請書(様式1)については、併せて電子ファイルをご提出ください。

製品サンプル(デモ機)の送付の詳細については、申請書類受付完了後にご連絡いたします。

① 申請書類の提出先

申請書類を、下記へ提出してください(郵送・持ち込みとも可)。

提出に係る費用(郵送料、交通費等)は、全て申請者のご負担とさせていただきます。

《申請書類の提出先》

提出先： 川崎市 経済労働局次世代産業推進室
住所： 〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電話： 044-200-3226 FAX： 044-200-3920

② 申請書(様式1)の電子ファイル送付先

作成した申請書(様式1)の電子ファイル(Microsoft Word)を下記メールアドレスへ送付してください。送付の際、電子メールの件名欄にそれとわかるように記載してください。なお、電子メールでの送付が難しい場合には、提出先にお電話ください。

《申請書(様式1)の電子ファイルの送付先》

送付先のメールアドレス	： info-kwi@kawasaki-wi.net
件名欄の記載事項	： かわさき基準への応募(申請者名 製品名)

2 モニター評価について

審査の過程で、必要に応じてモニター評価を実施します。次の4点にご留意ください。

- | |
|--|
| <p>A) 申請時にご提出いただいた製品サンプルとは別に、モニター評価用として、さらに複数個の追加提出を依頼させていただくことがあります(実際には多くの場合で追加提出を依頼しています)。</p> <p>B) 実施の際、<u>立会いと製品説明を依頼</u>しています。ご対応をお願いいたします。</p> <p>C) <u>モニター評価に要する費用(追加提出の物品、送料、搬出、立会い・説明等の交通費など)</u>は、<u>全て申請者にてご負担</u>ください。</p> <p>D) モニタリング実施にあたり、モニタリング協力団体と「覚書」を締結いただきます。また必要に応じて、申請者には損害保険に加入していただく場合や、モニター協力者の安全性確保のために公的試験場等での検査をお願いすることがあります。</p> |
|--|

3 評価・認証について

最終審査において「認証」と判断された場合、申請者にはその旨をご連絡（審査結果通知）し、以下の手続きなどをお願いすることとなります。

なお、審査期間中の申請の取り下げ、審査結果通知後の辞退は原則禁止としていますが、やむを得ない場合などは事前に必ずご相談ください。

(1) 認証に係る手続き

認証された場合、「かわさき基準」認証マークが使用できます。使用に当たっては、使用要件を記した契約書が必要となりますので、手続きを平成 29 年 3 月末（締め切りは変動する可能性があります）を目処に行っていただきます。

(2) 各種製品情報の提供 および 認証福祉製品発表式への出席

認証製品の PR 媒体作成のため、製品情報をご提供いただきます（平成 29 年 2 月頃予定）。

また、認証製品の申請者の方には、平成 29 年 3 月に開催予定の「かわさき基準認証福祉製品発表式」（認証発表式）へご出席いただきます（出席にかかる費用は申請者にてご負担ください）。

(3) 川崎市による認証製品の PR

認証製品は、認証発表式で表彰・公表するとともに、PR 媒体の作成・配布、かわさき基準ホームページでの製品紹介、展示会（国際福祉機器展等）などでの PR 等を予定しています。

VI 質問の受付

かわさき基準に係る一切のお問い合わせは、下記窓口までご連絡をお願いいたします。

連 絡 先：川崎市 経済労働局次世代産業推進室
住 所：210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電 話：044-200-3226 FAX：044-200-3920
メー ル： info-kwi@kawasaki-wi.net